

教職員向け

県民の信頼確保と厳正な規律の保持について

教職員は、県民の教育に対する期待の大きさを認識して、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組み、県民から信頼、評価される教育行政の推進に努めなければなりません。

今年度は、県政 150 周年の一つの節目であり、また「第 2 期ひょうご教育創造プラン」の最終年度です。これまでの自身の仕事を振り返るとともに、県民の期待に応える教育を一層充実させるため、既存の概念にとらわれず、直面する課題に積極的かつ創意工夫して取り組むことが必要です。

一方、教職員による児童生徒や同僚に対するわいせつ・セクハラ行為、飲酒運転、窃盗等の重大事案が続発しており、厳しい処分を行いました。また、体罰、答案用紙の誤廃棄、通勤手当等の不正受給についても多くの事案が発生しています。一人の教職員の非違行為が兵庫の教育の信用・信頼を損ねることを認識し、自らの行為が相応しい行為かどうかを判断することによって、服務規律の確保と教育の専門家としての資質の向上に努めることが肝要です。

ついては、教職員の服務に対する県民の関心も高い中、別紙の事項について服務規律を遵守し、今一度襟を正し、誇りと自覚をもって職務に精励するようお願いします。

平成 30 年 5 月 21 日

兵 庫 県 教 育 長

1 県民の信頼確保

(1) 非違行為の防止

非違行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損なうとともに、行った教職員個人には、懲戒免職等の社会的制裁とともに経済的基盤を失い、家庭にも重大な影響を及ぼす行為であることを十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて、自己の行動を厳しく律すること。

また、万一、非違行為を行った場合は、速やかに管理職に報告すること。

(2) 職務上関係のある事業者等への対応

職務上（教科書、副教材等の購入を含む）関連のある業者等との関係については、県民から誤解や批判や受けるような行為は決して行わないこと。また、便宜供与については、たとえ生徒や保護者の負担軽減につながる場合であっても、厳に慎むこと。

(3) 接遇態度

接遇態度については、保護者や地域の人々との交流や連携を重視した開かれた学校づくりを進める視点と、不審な外来者からの安全確保に関わる危機管理としての視点の両方から、適切な対応をとること。

(4) 職員公益通報制度

「兵庫県教育委員会職員公益通報制度」を積極的に活用し、不正行為の未然防止や早期対策につなげること。

2 児童生徒の人権尊重

(1) いじめの防止

ア お互いを思いやり、人格を尊重することが大切であるとの認識のもと、生命や人権を守る教育指導の充実に努めること。また、いじめの未然防止のため、児童生徒や教職員誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となるよう努めること。

イ いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識すること。児童生徒に対しては、信頼関係を築くとともに、人間関係のトラブルは自分一人で抱え込まず、教師や保護者に相談するよう、指導の徹底を図ること。

ウ いじめを発見した場合には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、家庭や地域とも連携しながら、迅速な対応を行うこと。

(2) 体罰の禁止

体罰は児童生徒の人権を侵害する行為であり、「体罰は絶対に許されない」との認識のもと、生命や人権を守る教育指導及び教職員研修資料「No!体罰」（改訂版）を活用し、日頃の指導において常に適切な指導法を確認するなど、体罰根絶に努めること。

(3) 部活動の適正化

個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再認識し、特に、勝利至上主義に偏ることや生徒の人格を無視した言動を行わないこと。また、顧問や教職員が複数で部活動を見守り、行き過ぎた指導を見聞きした場合は、直ちに管理職に報告し、指導を徹底するなど学校全体で部活動の適正化に努めること。

特に、運動部活動については、スポーツ庁が示すガイドラインの趣旨及び教職員研修資料（「い

きいき運動部活動」(3訂版)〈平成30年9月改訂予定〉を活用し、平日・休日、長期休業期間中を含め練習時間や指導のあり方を検討し、計画的な練習に取り組むこと。

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

(1) 安全教育・管理の徹底

児童生徒の通学時の安全確保や自然災害等を含めた事故の未然防止のため、施設等の安全点検や危険箇所の改善措置の実施、児童生徒への安全教育、安全管理の徹底を図ること。

(2) 児童生徒の自殺予防

児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、日常の状況を把握するとともに、必要に応じて保護者との面談を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。特に、日頃と違う変化等のサインを見逃さず、心のケアに一層努めること。

(3) 児童生徒の健康管理

日頃から児童生徒の体調の変化の観察に努めること。また、緊急時に備え、校内外の体制を十分認識しておくこと。

特に、アレルギー疾患を有する児童生徒に対しては、「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、個別支援プランの作成や校内研修など組織的な支援を行うこと。

4 セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

(1) スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

スクール・セクシュアル・ハラスメントは教職員として絶対に許されないことから、校内研修等により職場全体で理解を深めるとともに、相談体制の確立を図り、スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止や排除に取り組むこと。

(2) 児童生徒との適切な関係の構築

児童生徒の指導に当たっては、必ず複数で対応すること、メール等で私的なやりとりをするなど、必要以上に行動を共にせず、適切な関係を保つこと。特に、メールやSNS等を活用し連絡する場合は、校内ルールを遵守すること。

(3) わいせつ行為等の防止

強制わいせつ、盗撮、青少年保護条例違反等のわいせつ行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損ない、懲戒免職等の厳しい処分の対象となる重大な行為であることを認識すること。

5 個人情報の安全確保

(1) 家庭調査等の実施方法

児童生徒の家庭状況などプライバシーに関する情報収集については、調査項目を十分に精査し、必要最小限度にとどめること。

(2) 情報紛失等の防止

個人情報や公文書の管理・取扱いについては、学校で定めたルールを遵守し、紛失や流出がないよう万全を期すこと。特に、個人情報を取り扱う業務は校内で行うこと。

なお、児童生徒や保護者等の個人情報の流出は、被害者の心に傷を負わせ、長期にわたり噂や中傷に悩まされる可能性があることを認識すること。

6 交通事故防止、飲酒運転の根絶など交通法規の遵守

(1) 交通事故防止

交通法規に対する遵法精神を高め、交通事故の防止に努めること。

特に、飲酒運転、無免許運転、無謀運転など悪質な交通違反については、教職員全体の信用・信頼を大きく損ない、懲戒免職等の厳しい処分の対象となる重大な行為であることを認識すること。

自転車利用者については、自転車損害賠償保険等への加入を周知徹底すること。

(2) 飲酒運転の撲滅

飲酒した場合は、自動車を絶対に運転しないこと。特に、飲酒を伴う会合に参加者する場合には、適切な帰宅手段を確保すること、飲酒翌日でも飲酒運転となる恐れがあること、飲酒運転と知りながら、同乗した場合や飲酒運転を止めなかった場合にも厳しい処分があることなどを認識すること。

7 教職員の勤務時間の適正化

(1) 自身の勤務時間の把握

自身の勤務時間を把握するため、従事時間申告表を確実に記載するなど、タイムマネジメント意識を確立し、勤務時間の適正化に努めること。

(2) 業務改善に向けた取組

「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、すべての学校で週1回以上の「教職員定時退勤日」、週1回以上の「ノー会議デー」、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上）の「ノー部活デー」等を完全実施するなど、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むこと。

8 働きがいのある明るい職場づくり

(1) 健康管理

日頃の健康状態に十分留意し、定期健康診断、がん検診及び検査後の再検査・保健指導等を受診し、疾病の予防と早期発見を心がけること。

年次休暇及び夏期休暇を積極的に取得するほか、月100時間を超える時間外勤務がある場合は、速やかに健康管理医の面接による保健指導を受けるなど適切に対応すること。

「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、学校敷地内禁煙を徹底すること。

(2) パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントは、人権を侵害すること、健康面で問題を生じさせることがあること、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響を引き起こすことを認識し、職員間の対話や校務の進め方の中でも防止に努めること。

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについても、防止に関する指針に基づき、取り組むこと。

9 女性の活躍促進及び次世代育成支援の促進

「男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」に基づき、勤務時間の適正化、妊娠中及び出産後における配慮、「子育て支援シート」の活用など男性教職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくり及び意志決定過程など女性教職員の活躍が期待できる場への参画など教職員の一人一人が積極的に取り組むこと。

10 研修の受講促進

教員資質向上指標を確認し、教職員研修計画に基づき、教職員自らの職責やキャリアステージに応じた知識・技能の習得、様々な課題への対応能力の向上に向けた、自主的・主体的な研修に努めること。

なお、長期休業期間中における研修の取扱いについては、県民から批判を受けないようにすること。

11 経理事務の適正処理

物品調達や予算執行については、関係諸規程はもとより、「適正な経理事務の執行について」や「物品調達事務の取扱指針」に基づき、適正な処理すること。

また、保護者等から直接徴収する学年費や積立金等の学校徴収金については、「学校徴収金取扱要綱」に基づき、適正処理と不祥事の未然防止を徹底すること。

特に、生徒から個別に徴収する部費等については、会計を担当する教職員から徴収金額や用途などを文書で事前に保護者への連絡、出納帳の作成、領収書の保管、通帳との照合、複数の教職員によるチェック、決算報告など現金の紛失事故等が発生しないよう取り組むこと。

12 省エネ及び経費節減

環境率先行動計画に基づき、省エネ・節電対策に取り組むとともに、最終2カ年行革プランを踏まえ、平素から事務的経費を節約するなど予算執行の効率化に取り組むこと。